

北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラム

第1 目的

このプログラムは、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下、「本学」という。）において教職員等が研究活動を行うに際し遵守すべき事項及び研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適正に対処するために必要な事項を定め、研究活動上の不正行為の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 このプログラムにおいて、「教職員等」とは、本学の教職員、本学の施設・設備を利用して研究に携さわる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。
- 2 このプログラムにおいて、「研究活動上の不正行為」とは、本学の教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいい、（１）、（２）及び（３）を「特定不正行為」をいう。
 - （１）ねつ造
存在しないデータ、情報、調査結果等を作成する行為
 - （２）改ざん
研究の資料、研究に使用する機器又は研究の過程を変更する操作を行い、データ、情報、研究活動により得られた成果等を真正でないものに加工する行為。
 - （３）盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解、若しくは適切な表示をせずに流用する行為。
 - （４）その他
（１）～（３）以外の二重投稿など研究活動の不適切な行為であって、科学者の倫理規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

第3 不正防止のための措置

1 責任体制

本学に最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者、研究倫理コンプライアンス推進委員会を置き、研究活動上の不正行為の防止を図る。

（１）最高管理責任者

最高管理責任者は理事長とし、本学全体を統括し、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって、不正の防止ができるよう適切に指導し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

（２）統括管理責任者

統括管理責任者は学術研究を担当する理事とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止について全体を実質的に統括する責任と権限を持つものとする。

（３）研究倫理教育責任者

研究倫理教育責任者は別記１のとおりとし、部局内における教職員等に対する研究活動上の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組に関する業務を統括する。

（４）研究倫理コンプライアンス推進委員会

本学に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- ア 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- イ 委員長は、委員のうちから互選によって定める。
- ウ 委員長は、委員会の業務を統括する。
- エ 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- オ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- カ 委員は、次の各号に掲げる者を指名することによって任命する。
 - ① 研究倫理教育責任者 3名
 - ② 法律の知識を有する外部有識者 1名
- キ 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ク 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- ケ 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - ① 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
 - ② 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
 - ③ 教職員等の不正行為の調査に関する事項
 - ④ その他研究倫理に関する事項

2 適正な管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するため、本学の実態把握に努め、不正を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた管理体制の構築を図るものとする。

(1) 管理の基本

ア 管理の基本

研究活動の管理は、国の関係法令・通達及び関係要綱等に基づくほか、本学で定める関係規程・要領等に基づき統一的に行うものとする。

イ 受付窓口

告発又は告発に関する相談（以下「告発等」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、附属産学・地域連携センターに受付窓口を設置する。

(2) 意識の向上及び行動原則

ア 最高管理責任者、統括管理責任者の責務

最高管理責任者及び統括管理責任者は、研究活動上の不正行為の防止について、本学及び各部局等における関係者の意識向上を図らなければならない。

イ 研究倫理教育責任者の責務

研究倫理教育責任者は、適宜、所掌する部局における研究活動上の不正防止に向けた取組の実施状況等を把握し、必要と認める場合、教職員等に対して改善を求める他、改善が認められない場合にあっては、実験室への立ち入り禁止や研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 教職員等の行動原則

研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならないことを十分認識し、研究活動の遂行にあたっては、関係法令等をはじめ、本プログラムや本学の関連規程に定められている事項を遵守しなければならない。

また、研究倫理責任者から研究活動上の不正の防止に向けた取組に関する指示又は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

3 不正に係る調査体制等

研究活動上の不正行為を防止するため、学内外からの関連情報が適切に伝達されるとともに、不正に係る調査体制等を構築する。

(1) 不正に関する告発の流れ

研究活動上の不正行為に関する告発内容は、附属産学・地域連携センターから、最高管理責任者及び委員会に報告する。その連絡系統は別記2のとおりとする。

(2) 告発の方法

ア 告発は、電話、FAX、電子メール、書面又は面会いずれかによるものとする。

イ 前項の告発等は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。

ウ 書面による告発等、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、本学は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下、同じ。）に、告発等を受け付けたことを通知する。

(3) 秘密の保持

最高管理責任者、統括管理責任者、告発窓口設置所属職員及び関係者等は、告発内容、告発者の秘密を守るとともに、調査結果の公表まで秘密の保持を徹底しなくてはならない。

(4) 告発者の保護

ア 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

イ 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

ウ 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学関係規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

エ 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇等その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(5) 被告発者の保護

ア 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

ウ 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学関係規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

エ 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇等その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(6) 告発の取扱

ア 委員会は、告発を受けた場合又は委員長がその他の理由により、予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施させるものとする。

イ 委員会は、匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱とすることができるものとする。

ウ 委員会は、告発の受付から予備調査を経て30日以内に、告発の内容の合理性を確認し、調査の要否を

判断しなければならない。学会等の科学コミュニティ、報道又は他機関から特定不正行為の疑いが指摘された場合も同様の取扱とする。

(7) 予備調査の実施

- ア 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が委員会の議を経て指名する。
- イ 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- ウ 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(8) 予備調査の方法

- ア 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を実施する。
- イ 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含む、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(9) 予備調査結果の報告

- ア 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に予備調査結果を委員会に報告する。
- イ 委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- ウ 委員会は、(6)の予備調査の結果、当該告発が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部局等又は他機関の長にその旨を通知する。

(10) 予備調査への協力

予備調査への協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(11) 調査委員会の設置及び調査

- ア 予備調査委員会は、本調査の実施を決定した場合は、同時に、その議決による調査委員会を設置する。
- イ 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- ウ 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - ① 委員会の委員長又はその指名した委員会の委員 1名
 - ② 委員会の委員長が委員会の議を経て指名した有識者 若干名
 - ③ 法律の知識を有する外部有識者 1名
- エ 調査委員会の組織・運営に関し、必要な事項については別に定める。

(12) 本調査の通知

- ア 委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- イ (11)アの通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- ウ 委員会は、(11)イの異議の申立てがあったときは、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- エ 委員会は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付してその旨を告発者に通知する。

この場合には、当該配分機関や告発者の求めがあった場合に開示できるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。

(13) 本調査の実施

- ア 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- イ 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- ウ 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- エ 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- オ 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- カ 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(14) 異議申立て

- ア 委員会は、(11)ア及びイに定める通知を受けた告発者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて(6)の予備調査について、予備調査委員会に再調査を求めることができる。
- イ (11)ウの通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- ウ 委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者又は被告発者に通知する。

(15) 本調査の対象

本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(16) 証拠の保全

- ア 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- イ 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(17) 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とする情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(18) 不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(19) 本調査中における調査対象者への措置

ア 研究費の一時的執行停止

最高管理責任者は、被告発者等調査委員会の調査対象となった者に対しては、調査結果が明らかになるまで、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

イ 研究活動の一時的禁止

最高管理責任者は、被告発者等調査委員会の調査対象となった者に対しては、調査結果が明らかになるまで、研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずることができる。

4 不正行為等の認定

(1) 認定の手続き

ア 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

イ 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

ウ 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通して告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

エ 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

オ 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(2) 認定の方法

ア 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

イ 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として、不正行為を認定することはできない。

ウ 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(3) 調査結果の通知

ア 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

イ 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(4) 配分機関への報告及び調査への協力

ア 最高管理責任者は、調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

イ 最高管理責任者は、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究活動の管理体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、配分機関に調査の中間報告をしなければならない。

- ウ 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該研究の研究費配分機関（以下、「当該配分機関」という。）に報告する。
- エ 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- オ 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- カ 最高管理責任者は、不正行為が行われた場合には、当該事案に係る研究に対する資金の配分機関にも、当該調査結果を通知する。なお、告発が悪意に基づくものとの認定があった場合についても同様とする。

(5) 不服申立て

- ア 不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- イ 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ウ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- エ 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- オ エに定める新たな調査委員は、3(10)イ及びウに準じて指名する。
- カ 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以降の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- キ 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- ク 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ケ 告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する。
- コ (ケ)の不服申立てについては、調査委員会(上記(ウ)ただし書の場合は、調査委員会に代わる者。)は不服申立てのあった日から起算して概ね50日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。なお、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該資金配分機関にも通知する

(6) 再調査

- ア (5) アに基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- イ 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- ウ 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- エ 最高管理責任者は、(3) ア又はイの報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該時間に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(7) 調査結果の公表

- ア 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
公表する内容には少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- イ 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。

5 措置及び処分

(1) 研究費の使用中止

最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下、「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(2) 論文等の取下げ等の勧告

- ア 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- イ 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- ウ 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(3) 措置の解除等

ア 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

イ 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(4) 処分

ア 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則等本学の規程・規則並びにその他関係諸規定に従って、処分を課すものとする。また、最高管理責任者は、被認定者に対して、再現性を示すために本学が負担した経費を請求することができる。

イ 最高管理責任者は、本調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定され、告発者が本学教職員である場合は、法令、職員就業規則等本学の規程・規則並びにその他関係諸規定に従って、処分を課すものとする。また、最高管理責任者は、告発者に対して、再現性を示すために本学が負担した経費を請求することができる。

ウ 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(5) 是正措置等

ア 委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

イ 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

ウ 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第4 その他

- 1 このプログラムの推進を担当する事務局は、附属産学・地域連携センターとする。
- 2 このプログラムに定めるもののほか、プログラムの推進に必要な事項は別に定める。
- 3 このプログラムは平成27年4月1日から施行する。

別記 1

プログラム第3 1 (3) に規定する研究倫理教育責任者は、次のとおりとする。

医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長

別記 2

プログラム第3 3 (1) に規定する連絡系統は、次のとおりとする。

